

東海第二発電所 指摘事項に対する回答一覧表（震源を特定せず策定する地震動）

赤字：前回ヒアリングから変更した箇所（回答状況除く）

No.	年月日	説明資料		該当頁	コメント内容	回答内容	資料反映箇所	回答状況
1	2023/7/5	S-1	改0	申請の概要	P4	先行伊方の審査会合用資料では超過範囲についても記載があったので、東二の審査会合用資料においても超過範囲（水平方向で周期約1~2秒）について、記載すること。	S-7(改0)p5, 11	2023/8/1回答済み
2	2023/7/5	S-2-1	改0	改正規則適合性	P8	Sdを整数値にした場合、0.5を下回る記載について、許可済Ssでも同様の整理をしていたのであれば、その旨が分かるように記載の充実化を検討すること。	S-2-1(改1)p6 S-2-1比較(改1)p6	2023/8/1回答済み
3	2023/7/5	S-2-1比較	改0	改正規則適合性 (伊方発電所3号炉との比較)	P6	Sdの整数値にした場合、0.5を下回る記載について、東二のオリジナルなのか、先行電力も同様の記載があるのかを整理すること。	—	2023/8/1回答済み
4	2023/7/5	S-2-1比較	改0	改正規則適合性 (伊方発電所3号炉との比較)	P7	添十の申請要否については、東二オリジナルなのか、PWR/BWRの差異によるものなのか分かるように差異理由について、記載の充実化を検討すること。（他の部分についても同様に対応を検討すること。）	S-2-1比較(改1)p7, 14, 15, 25, 26	2023/8/1回答済み
5	2023/7/5	S-2-2	改0	設置変更許可申請への影響	P5	設計及び工事計画への見通しについて、超過範囲に固有周期を有する施設について、現状の記載では判断できないことから、表等で整理するなど具体的に示すこと。	S-2-2(改1)p3, p9~13, 33 S-2-2比較(改1)p3, 4, 6 S-2-2参考(改1)p9, 12	2023/8/1回答済み
6	2023/7/5	S-2-2	改0	設置変更許可申請への影響	P20	第3-2表について、短周期側に固有周期を有しているとあるが、具体的に固有周期の範囲について、記載の充実化を検討すること。	S-2-2(改1)p23, 25 S-2-2比較(改1)p20, 22 S-2-2参考(改1)p26	2023/8/1回答済み
7	2023/7/5	S-2-2	改0	設置変更許可申請への影響	P21	第5条の防波堤の漂流物化に関して、地震応答解析を実施し、見通しを得ているとあるが、具体的に数値等で示せないか検討すること。	S-2-2(改1)p24, 25 S-2-2比較(改1)p21, 22	2023/8/1回答済み
8	2023/7/5	S-2-2	改0	設置変更許可申請への影響	P21	鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の評価結果について、上段と下段の内容の繋がりが分からないため、記載の適正化を検討すること。	S-2-2(改1)p24 S-2-2比較(改1)p21	2023/8/1回答済み
9	2023/7/5	S-2-2	改0	設置変更許可申請への影響	P30	まとめの記載で、超過範囲に固有周期を有する施設の見通しについて、現状の記載ではロジカルではないため、考え方を整理すること。	S-2-2(改1)p3, 33 S-2-2比較(改1)p3, 6	2023/8/1回答済み
10	2023/7/5	S-2-2	改0	設置変更許可申請への影響	P30	まとめの記載について、なお書きで影響があった場合の対応が記載してあるが、現地工事がある場合は経理的基礎に反映が必要なため、原電として現地工事の見通しを整理し、影響がある場合はなお書きではなく、断定的な記載をし、必要な対応を実施すること。	—	2023/8/1回答済み
11	2023/7/5	S-2-2比較	改0	設置変更許可申請への影響 (伊方発電所3号炉との比較)	P7	添付資料1の余震荷重の設定において、基準津波とその波源の地震（本震）が重なることはないことを先行伊方に合わせて記載の充実化を検討すること。 また、Ss-32に伴って余震と誘発地震の地震動について、新たに評価するものでないことがわかるように記載の充実化を検討すること。	S-2-2(改1)p添付1-1, 添付1-3 S-2-2比較(改1)p7, 9	2023/8/1回答済み
12	2023/7/5	S-2-3	改0	既許可申請書の比較表	P1	記載の適正化が設置許可基準規則の改正に伴うものであれば、その旨が分かるように差異説明の充実化を検討すること。	S-2-3(改1)p1, 2, 16, 23, 24	2023/8/1回答済み
13	2023/7/5	S-2-3	改0	既許可申請書の比較表	全般	記載の適正化が震源を特定せずの申請内容に関係ないものであれば、設置変更許可申請書の変更の理由について、修正が必要か検討すること。	—	2023/8/1回答済み

No.	年月日	説明資料		該当頁	コメント内容	回答内容	資料反映箇所	回答状況	
14	2023/7/20	S-5	改0	添付書類十一（品質保証）	P16	「3.4.1 供給者の技術的評価」と「3.4.2 供給者の選定」で、有毒ガス防護の審査時との差異について、備考欄の記載を充実化すること。	有毒ガス防護及び震源を特定せず策定する地震動に係る申請の設計における調達先（供給者）は、それぞれプラントメーカー及びコンサルタントであり重要設備取先として登録している。重要設備取先である供給者の技術的評価については申請毎に行うものではなく、定期的実施（有効期限4年）していることから、有毒ガス防護に係る申請に際して実施したものではないことを踏まえ、活動を実施した旨を記載していなかった。しかしながら、3.4.1及び3.4.2の供給者の技術的評価と選定の活動は適切に実施していることから、これを明確化すべきとの判断のもと、今回の震源を特定せず策定する地震動に係る申請においては明確にすることとしたため、有毒ガス防護の申請と差異が生じている。この旨を備考欄に記載した。	S-5(改1)p16	2023/8/24
15	2023/7/20	S-5	改0	添付書類十一（品質保証）	P16～P21	凡例に黒囲みの理由を追加すること。	凡例に黒囲みの理由を追加した。	S-5(改1)p13～21	2023/8/24
16	2023/7/20	S-5	改0	添付書類十一（品質保証）	P20	「第1表 設計及び調達の実施の体制」について、今回の記載の考え方について、他プラントの状況も踏まえて整理し、見直しが必要であれば対応を検討すること。	添付書類十一の「第1表 設計及び調達の実施体制」において主管組織を網羅的に記載していることに関し、先行電力（プラント）の至近の許可実績における記載を調査した結果、「申請案件に限定した主管組織を記載している電力（プラント）」と「申請案件に限らず網羅的に主管組織を記載している電力（プラント）」があり、記載が異なっていることを確認した。このため、東海第二においては、現状の記載のままとする。	S-5(改1)p20,22【参考】	2023/8/24
17	2023/7/20	S-5	改0	添付書類十一（品質保証）	P21	「第1図 適合性確認に関する体制表」の供給者に対する監査で開発計画室が追加になっているが、黒囲みがないので、修正が必要か検討すること。	開発計画室を黒囲みし、備考に「記載の適正化」を記載した。	S-5(改1)p21	2023/8/24
18	2023/8/1	S-6	改0	コメントリスト	P1	No.13のコメント回答内容について、今回の記載の適正化は、震源を特定せず策定する地震動に関する箇所しか適正化していない趣旨がわかるよう記載の見直しを検討すること。	No.13のコメント回答内容について、今回の記載の適正化は、震源を特定せず策定する地震動に関する箇所しか適正化していない趣旨がわかるよう記載の見直しを行った。	S-6(改1)p1(No.13)	2023/8/24
19	2023/8/1	S-2-2	改1	設置変更許可申請への影響	P3,33	Ss-32の設計及び工事計画の見通しに係るまとめの記載において、超過周期から固有周期が外れている点、第2-3表の超過範囲に固有周期を有する施設の影響確認及び第3-2表の条文単位の整理の関係性がわからないので、記載の見直しを検討すること。また、まとめて表の引用することはまとめになっていないので、記載の適正化を検討すること。	Ss-32の設計及び工事計画の見通しについて、超過周期から固有周期が外れている点、現時点の耐震評価からSs-32に対する耐震性を確認している点、既許可Ssの設計裕度と最大超過率の関係から耐震性を確認している点として、第2-3表と第3-2表の内容を要約し、まとめて整理した。	S-2-2(改2)p3,33 S-2-2比較(改2)p3,6	2023/8/24
20	2023/8/1	S-2-2	改1	設置変更許可申請への影響	P1	設計及び工事計画の見通しについて、東二では設工認の内容まで確認しており、伊方とは異なることから、資料の建付けを整理し、記載の見直しを検討すること。	P3の「はじめに」の中で、既許可申請書及び審査資料に加えて、現時点での耐震評価を含めた内容を確認する旨を追記し、資料の建付けとして設工認の内容まで踏み込んで対応していることを明確化した。	S-2-2(改2)p1 S-2-2比較(改2)p2	2023/8/24
21	2023/8/1	S-2-2	改1	設置変更許可申請への影響	P12	常設代替高圧電源装置について、Ss-32を踏まえると既認可の設計裕度を超過していたため、加振試験を実施したのであればその旨が分かるように記載するとともに固定方法の変更についても分かるよう記載の充実化を行うこと。また、問題ないことを確認しているのは、定性的な表現であり、どう問題ないことを判断したかわからないので、記載の見直しを検討すること。	既認可Ssによる設計裕度に対して、最大超過率が上回っていたことから、Ss-32を踏まえた加振波で加振試験を実施したこと、固定方法についても変更している旨を追記し、記載の充実化を行った。また、判断根拠についても明確にした。	S-2-2(改2)p12 S-2-2参考(改2)p12	2023/8/24
22	2023/8/1	S-7	改1	改正規則等への適合性について	P3	審査工程の概要に記載の「マイルストーン」は目標設定であり、実績を記載するのであれば意味合いが違うため、記載の見直しを検討すること。	審査工程の概要については、審査実績を記載しているため、「主要工程」に記載の見直しを行った。	S-7(改1)p3	2023/8/24

No.	年月日	説明資料		該当頁	コメント内容	回答内容	資料反映箇所	回答状況	
23	2023/8/1	S-7	改1	改正規則等への適合性について	P5	Ss-32の設計及び工事計画への見通しの記載について、以下の点を考慮し、記載の見直しを検討すること。 ・鉛直方向は全ての周期帯で包絡する旨の記載 ・「基本的」という表現は基本以外にあるように見えるので記載を見直すこと。 ・審査資料と整合が取れてないため、記載を整合させること。 ・許可実績のある手法を適用するのであれば、その旨が分かるように記載の充実化を検討すること。	鉛直方向は包絡されている旨を追記し、「基本的」という表現は、誤解を与えるため削除した。 また、審査資料と整合を図り、震源を特定せず策定する地震動に係る設工認については、認可実績のある評価手法を採用し、設置変更許可申請書の設計方針に基づいた申請を行う旨を追記し、記載の充実化を行った。	S-7(改1)p5	2023/8/24
24	2023/8/1	S-7	改1	改正規則等への適合性について	P7, 8	先行伊方の審査会合資料と比較して東二オリジナルで適合条文抽出の考え方を記載しているが、東二は該当条文以外の関連する条文も確認しているだけであり、伊方と方針が異なるのであれば、先行伊方を参考に記載の見直しを検討すること。	先行伊方と比較して、申請書への記載条文に差異はあるものの、審査資料で整理している関連条文の考え方は同様であるため、伊方の審査会合資料に倣い、記載の見直しを行った。	S-7(改1)p7	2023/8/24
25	2023/8/1	S-7	改1	改正規則等への適合性について	P19, 20	参考資料3のSs-32追加に伴う設計及び工事計画への見通しの記載について、審査資料と整合を図ること及び常設代替高圧電源装置も加振試験を実施のみでどのような理由で見通しを得ているのかわからないので記載の充実化を検討すること。	参考資料3のSs-32追加に伴う設計及び工事計画への見通しの記載について、審査資料と整合を図り、常設代替高圧電源装置については、判断根拠を明確にして記載の充実化を行った。	S-7(改1)p19, 20	2023/8/24